

補助対象経費区分ごとの説明および必要証拠書類

① 機械装置等費・・・補助事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費

① 機 械 装 置 等 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の事業活動のための費用、単なる取替え更新の機械装置等の購入は補助対象となりません。 ○ 単価50万円(税抜)以上の機械装置等の購入は「処分制限財産」に該当し、補助事業が終了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分(補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限されます。処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず補助金事務局へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。補助金事務局は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、交付規程違反により補助金交付取消・返還命令(加算金付き)の対象となります。 ○ 発注総額が税込100万円超の機械装置等の購入をする場合、2者以上からの見積もりが必要です。 ○ ウェブサイト、システム開発等に関連するソフトウェアは、③ウェブサイト関連費に該当します。 ○ 中古品の購入は、下記の条件を満たした場合のみ、補助対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> (ア)購入単価が50万円(税抜)未満のものであること ※単価が50万円(税抜)以上の中古品を単価50万円(税抜)未満になるように分割して購入する場合は、その中古品全体が補助対象外となります。 (イ)中古品の購入にあたっては2者以上の中古品販売事業者(個人からの購入や、オークション(インターネットオークションを含みます)による購入は不可)から同等品について見積もり(見積書、価格表等)を取得することが必要となります。 ※中古品購入の場合は、購入金額に関わらず、すべて、2者以上からの見積もりが必要です。 ※採択発表後交付決定まで、および、実績報告書の提出時に、これら複数の見積もりを必ず添付してください。(理由書の提出による随意契約での購入は、一切認められません。) (ウ)修理費用は、補助対象経費として認められません。また、購入品の故障や不具合等により補助事業計画の取り組みへの使用ができなかった場合には、補助対象となりませんのでご注意ください。 	
	対象となる経費例	対象とならない経費例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者・乳幼児連れ家族の集客力向上のための高齢者向け椅子・ベビーチェア ・ 衛生向上や省スペース化のためのショーケース ・ 生産販売拡大のための鍋・オープン・冷凍冷蔵庫 ・ 新たなサービス提供のための製造・試作機械(特殊印刷プリンター、3Dプリンター含む) ・ 自動車等車両のうち「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」の「機械及び装置」区分に該当するもの(例:ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車等車両(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」の「機械及び装置」区分に該当するものを除く) ・ 自転車・文房具等・パソコン・事務用プリンター・複合機・タブレット端末・WEBカメラ・ウェアラブル端末・PC周辺機器(ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー・モニター・スキャナー・ルーター、ヘッドセット・イヤホン等)・電話機・家庭用電気機械器具・その他汎用性が高く目的外使用になりえるもの ・ (ある機械装置等を商品として販売・賃貸する事業者が行う)当該機械装置等の購入・仕入れ(デモ品・見本品とする場合でも不可) 	

- ・単なる取替え更新であって新たな販路開拓につながらない機械装置等
- ・古い機械装置等の撤去・廃棄費用
- ・船舶
- ・動植物
- ・顧客に貸与する事業運営(駐車場経営、貸倉庫経営、コインランドリー事業等)における機械装置等
- ・有償で貸与することを目的とした機械装置等
- ・購入した施設・設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸するような事業運営における機械装置等

実績報告書等提出時に必要な証拠書類

[1] 見積書

※すべての取引において必要

<相見積書>

※税込100万円を超える発注をする場合には2者以上の見積もりが必要

(ただし、複数者の見積もりを取るのが困難な場合は、選定理由書を提出(中古品購入の場合を除く))

※中古品の購入の場合は、金額に関わらず、すべて、2者以上からの見積もりが必須(この場合、選定理由書の提出による購入は、補助対象として一切認められません)

[2] 発注書(参考様式あり)または契約書

※市販品の店頭購入でない限り必要

[3] 納品書・検収書

※市販品の店頭購入でない限り必要

[4] 請求書

※市販品の店頭購入でない限り必要

[5] 銀行振込(明細)受領書または領収書

※口座引き落としの場合は銀行預金通帳の写し等を提出

[6] 機械装置等の写真等

※購入した機械装置等の写真または内容がわかる資料

※単価が税抜50万円以上の機械装置等を取得した場合は、「取得財産等管理明細表」(交付規程・様式第11-2)を提出してください。

※補助事業で取得した機械装置には、「第17回持続化」という表示(シール等)により他の機械装置と区別してください。

具体例

機械商社から機械を購入した場合に提出が必要な証拠書類(税込100万円以下の場合)

1. 機械商社からもらう見積書
2. 補助事業者が機械商社に送った発注書
3. 機械商社からもらう納品書
4. 機械商社からもらう請求書
5. 機械商社へ支払ったことが確認できる銀行振込受領書または領収書
6. 購入した機械の写真

よくある質問

Q1. 「市販品の店頭購入」に該当するのは具体的にはどのようなケースが該当し、どのような書類を提出すればよいのか？

⇒例えば、家電量販店において、補助事業で使用する機械を購入する場合は該当します。この場合にも、採択発表後、交付決定までに見積書等(料金表やインターネット検索結果の画面、商品写真+店頭表示価格が確認できる写真等も可)をご提出ください。また、実績報告時に領収書および購入した機械の写真を提出のうえ、「市販品の店頭購入である」旨を書き添えてください(機械商社に機械を注文し、購入する場合には、「市販品の店頭購入」に該当しません)。なお、税抜 10 万円を超える場合は、現金払いは認められませんのでご注意ください。

Q2. 40 万円の機械装置を2回払い(1回の支払いで頭金 20 万円を支払い、補助事業実施期間終了後に 20 万円)で支払った。この場合は補助対象となるか？

⇒すべての支払いが補助事業実施期間内に終わっていないため、全額補助対象外となります。

Q3. 補助金を使って購入した設備で商品を生産し、販売を実施した。この場合は収益納付の対象となるか？

⇒補助事業終了日までに収益が発生した場合には、収益納付の対象となります。「収益納付に係る報告書(交付規程・様式第 8・別紙 4)」を提出してください。

Q4. 銀行振込で代金を支払ったが、取引先が領収書を発行してくれたので、それを支払のエビデンスとして提出すればよいのか？

⇒振込による支払いの確認のため、銀行振込受領書や通帳の写し(振込先・振込額が分かるもの)等を提出してください。

Q5. 店頭で商品の使い方説明に用いるために、販売商品である機械を1台加えて購入したが、この1台は補助対象となるか？

⇒機械を商品として販売(または賃貸)する補助事業者が行う、当該機械の購入(仕入れ)は、デモ品・見本品であっても補助対象外となります。

Q6. インターネットで購入した場合も、見積書が必要か？

⇒インターネットで購入した場合においても、見積書(商品の詳細(商品名、金額、写真等)がわかる画面のコピー等も可)を提出してください。